

○瀬戸内市制限付一般競争入札試行に関する要綱

平成20年5月22日

告示第36号

改正 平成20年12月16日告示第54号

平成22年3月25日告示第18号

平成25年5月31日告示第17—3号

令和2年3月31日告示第29号

(趣旨)

第1条 この告示は、瀬戸内市が発注する測量、建設コンサルタント業務(以下「業務」という。)の請負契約に係る制限付一般競争入札(以下「制限付一般競争入札」という。)の試行に関し、瀬戸内市契約規則(平成16年瀬戸内市規則第50号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象範囲)

第2条 制限付一般競争入札の試行対象となる業務は、瀬戸内市建設工事等入札指名委員会(以下「委員会」という。)の審議を経て決定するものとする。

(制限付一般競争入札の参加者の資格)

第3条 制限付一般競争入札の参加者の資格は、入札の公告日から入札日までの期間内において、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 規則第4条の規定による入札参加有資格者名簿に登載されていること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 瀬戸内市建設工事等請負業者指名停止要綱(平成16年瀬戸内市告示第9号)に基づき指名停止又は指名保留の措置を受けていないこと。
- (4) 前各号に定めるもののほか、入札の公告に定める要件を備えていること。

2 前項第4号の入札の公告に定める要件は、委員会の審議を経て決定するものとする。

(入札の公告)

第4条 市長は、制限付一般競争入札により契約を締結しようとするときは、規則第5条の規定に基づき公告するとともに、契約管財課及び市のホームページで閲覧に供するものとする。

(入札参加申請)

第5条 制限付一般競争入札に参加しようとする者は、次の各号の書類を入札の公告に定められた期日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 制限付一般競争入札参加申請書

(2) 入札の公告に定める書類

(資格の審査及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、制限付一般競争入札に参加する資格を有するかどうかについて審査し、当該資格を有する者(以下「入札参加者」という。)に対し、制限付一般競争入札参加資格通知書により通知するものとする。

2 市長は、当該資格を有しない者に対しては、理由を付して通知するものとする。

3 制限付一般競争入札に参加する資格の審査について、委員会の審議を経て決定するものとする。

(入札の中止)

第7条 市長は、前条第1項の規定により審査の結果、入札参加者が、3人未満の場合は当該入札を中止するものとする。

(事後審査型の制限付一般競争入札の特例)

第8条 市長は、入札後に入札価格の低い順位者から入札参加資格の審査を行い、その者が適格である場合に落札を決定する事後審査型の制限付一般競争入札を執行する場合は、別に定めるものとする。この場合において、前2条の規定は準用しない。

(設計図書の閲覧等)

第9条 設計図書の閲覧は、契約管財課において入札の公告に定める期間まで閲覧に供するものとする。

2 設計図書を複写又は電子媒体により交付を希望する者は、財務部契約管財課あてに設計図書申込書により事前に予約し、自費負担により受領するものとする。

3 入札参加者が設計図書の内容に関し質疑事項のあるときは、文書により質疑事項を契約管財課あてに提出するものとし、市長は質疑応答書を入札参加者全員に通知するものとする。

(郵便による入札)

第10条 市長は、郵便による入札により契約を締結しようとするときは、瀬戸内市郵便入札試行に関する要綱(平成20年瀬戸内市告示第38号)の規定によるものとする。

(落札者の決定)

第11条 市長は、落札者を決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知しなければならない。

2 落札者を決定するまでに、落札候補者が入札参加者の資格を備えなくなったときは、当該落札候補者が行った入札は無効とする。

(入札結果の閲覧)

第12条 市長は、入札が終了したときは、その結果について入札結果表を作成し、契約管財課及び市のホームページで閲覧に供するものとする。

2 前項の閲覧に供するまでは、入札に係る参加者及び結果等の問合せには一切応じないものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年6月1日から施行する。

附 則(平成20年12月16日告示第54号)

この告示は、平成21年1月1日から施行する。

附 則(平成22年3月25日告示第18号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年5月31日告示第17—3号)

この告示は、平成25年6月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日告示第29号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。